

# 当座勘定規定の改定について

令和6年3月1日

徳島大正銀行は、払戻請求書による当座勘定からの払戻の取扱開始に伴い、当座勘定規定（一般用）を改定いたします。

本規定はすでに当座勘定をご利用のお客さまにも適用されます。

## 記

### 1. 改定日

令和6年4月1日（月）

### 2. 改定となる規定

当座勘定規定（一般用）

### 3. 改定内容

以下の条項を改定いたします。

（下線部改定）

改定前	改定後
第7条（手形、小切手の支払） (1)～(2)（省略） (3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。	第7条（手形、小切手の支払等） (1)～(2)（省略） (3) 当座勘定の払戻しの場合には、 <u>小切手または当行所定の払戻請求書を使用してください。</u> (4) <u>前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、届出の印章により記名押印のうえ、当座勘定の口座番号が確認できる資料とともに提出してください。また、払戻しに際し、当行所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。求められた本人確認書類の提示等がない場合には、取引を行うことができません。</u>
第16条（印鑑照合等） (1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。 (2)～(3)（省略）	第16条（印鑑照合等） (1) 手形、小切手、 <u>払戻請求書</u> または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、小切手、 <u>払戻請求書</u> 、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。 (2)～(3)（省略）

以上